

2 組織改革と正常化への歩み

(1) 会則改正に関する東西合同幹事会案

会員各位

時下ますます御清栄の段、同慶の至りに存じます。

学会も発足以来10年目を迎えました。その間経済学会連合会にも加入し、期待と重責とが問われている現状です。新しい会員も生れ、いろいろな点で、新しい革袋を用意しなければならないようになりました。学会に風をいれ、創造的なものにするためには、会則をあらため、みんなの会にすることが必要でありましょう。一昨年の大会における懇親会の席上で上坂会長が辞任の表明をなされたのを機に、この際思い切つて規約を改正し、人事の一新を図ろうという気運が高まつてまいりました。特に、昨年の総会では役員（会長、副会長、理事長、理事、評議員議長、評議員、会計監事、）の任期満了にともなう改選問題の討議のなかで、従来の役員制度の欠陥が強く指摘されました。その結果、役員は任期満了のまま再選されず、本年の総会までに学会会則の改正案を作成することになりました。

東部および関西の幹事会でもそれぞれ改正案作成の作業をすすめ、本年3月20日および21日の両日には東西合同幹事会をもつて別紙の改正案を決定いたしました。

この改正案の基本理念は、役員制度の民主化と機能化であります。そしてこの基本理念は、次の三本の柱によつて支えられています。第一の柱は、権威主義的役員制度の廃止です。これは会長、副会長、理事長などの三役制度を廃止することです。第二の柱は、役員制度の階層別格差の解消です。これは理事、評議員（以上役員）および幹事（非役員）の三階層制を廃止して、代表幹事・幹事制に単一化することです。第三の柱は、役員の新陳代謝の促進です。これは役員の任期を短縮することです。

東西合同幹事会では、総会（5月25日）までに残り少なくなつた現時点では、少しでも多くの方々にこの改正案を検討して頂き、よりよい改正会則を実現するために、会則改正資料の一部として御送附申上げたく、この旨大会準備委員会に依頼して、大会案内に同封の便誼を与えられました。この案が総会に至るまでの期間において、少しでも多くの方々の間で十分に検討されるとともに、この案の骨子に対する理解が少しでも広がることを希望してやみません。

1970年3月21日

日本貿易学会
東西合同幹事会
代表者 岡 村 邦 輔

日本貿易学会会計規則（1969年版）⁽¹⁾

(会費)

第1条

- (1) 会費は年額正会員1,000円、賛助会員30,000円以上とする。
- (2) 会員は、毎年年度末までにその年度分の会費を納めなければならない。

(部会特別経費)

第2条 部会は、その運営上特別の経費を必要とする場合には、理事長の承認を経て、会費のほかさらに会員に経費を負担させることができる。

(寄附金)

第3条 寄附金の受入は、理事会の承認を要する。

(会費および寄附金の不返還)

第4条 既納の会費及び寄附金は、その理由のいかんを問わず、これを返還しない。退会の場合もまた同じ。

(資産管理)

第5条

- (1) 本会の資産は、理事長がこれを管理する。
- (2) 資産の管理方法は、理事会においてこれを定める。

(会計の帳簿および書類の閲覧)

第6条 会員は、会員の10分の1以上の同意を得て、いつでも理事会に対し、会計の帳簿および書類の閲覧を求めることができる。この場合理事会は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

日本貿易学会会計規則（改正案）

(会費)

第1条

- (1) 会費は年額 正会員1,000円、賛助会員30,000円以上とする。
- (2) 会員は毎年年度初めにその年度分の会費を納める。

(部会経費)

第2条 部会はその運営上予算経費以外に経費を必要とする場合、幹事会の承諾を経て会員に経費を負担させることができる。

(寄附金)

第3条 寄附金の受入は幹事会の承認を要する。

(会費および寄附金の不返還)

第4条 既納の会費および寄附金はその理由の如何を問わずこれを返還しない。退会の場合もまた同じ。

(資産管理)

第5条

- (1) 本会の資産は代表幹事がこれを管理する。
- (2) 資産の管理方法は幹事会においてこれを定める。

(会計の帳簿および書類の閲覧)

第6条 会員はいつでも代表幹事に対し会計の帳簿および書類の閲覧を求めることができる。

附則

本規則は昭和 年 月 日から施行する。

第7条 本規則は昭和36年9月29日から施行する。

日本貿易学会会則（1969年版）⁽²⁾

〔第9条 本会を退会しようとする者は、書面をもってその旨を理事会に申出なけ]ればならない^(マア)。

(除名)

第10条 会員が、会費を滞納し、または本会の体面を害する行為をしたときは、理事会および総会の決議によりこれを除名することがある。

(総会)

第11条

- (1) 総会は、定時総会および臨時総会とする。
- (2) 定時総会は、毎年1回事業年度の終了後6ヶ月以内に開く。
- (3) 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、もしくは会員の3分の1以上または理事長の請求があるときに開く。

(総会の決議事項)

第12条 総会は、次の事項を審議する。

- 一. 予算の決議および決算の承認
- 二. 各事業年度の事業計画
- 三. 会則および規則の制定および変更
- 四. 会員の入会および除名
- 五. 会長、副会長、評議員、理事および会計監査の選任
- 六. その他理事会が総会に付議することを適当と認める事項

日本貿易学会会則（改正案）⁽³⁾

(総会)

第11条

- (1) 本会は毎年1回会員総会を開く
- (2) 幹事会が必要と認めた時もしくは会員総数の5分の1以上の請求があるときは代表幹事は議題を明示したうえ臨時総会を開かねばならない。

第12条 総会は次の事項を審議議決する。

- (1) 決算の承認および予算の議決
- (2) 事業年度の事業計画
- (3) 会則および規則の制定と変更
- (4) 会員の入会および退会
- (5) 幹事および会計監事の選任
- (6) その他幹事会が総会に付議することを適当と認める事項

(総会の招集)

第13条

- (1) 総会は会長がこれを招集する。
- (2) 会長に事故があるときは、副会長がこれを招集する。
- (3) 総会を招集するには、理事会の決議に基き、会日より1ヶ月前までに日時・場所および議案を会員に通知しなければならない。ただし緊急の場合はその期間を2週間までとすることができる。

(総会の議長)

第14条

- (1) 総会の議長は会長がこれにあたる。
- (2) 会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。

(総会の議決の方法)

第15条

総会の議決は、出席会員の過半数によつて行ない、可否同数のときは議長がこれを決定する。ただし、会則および規則の変更ならびに解散の決議は、出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(総会委員)

第16条

総会の事務を処理するため、会長はそのつど会員の中から、総会委員若干名を委嘱することができる。

(評議員会)

第17条

- (1) 本会に評議員をおく。
- (2) 評議員会は、次の事項を審議する。
 - 一、会長および副会長の候補者の推薦

第13条

- (1) 総会は代表幹事が招集し、議長は代表幹事がつとめる。
- (2) 代表幹事に事故があるときは幹事会は互選により臨時議長を選出して総会の運営を行なう。
- (3) 代表幹事は総会の議題、会場および時期を定め少くとも2週間前には会員に通知しなければならない。

第14条

総会における決定は本会則に特に定めてある場合のほか出席会員の過半数による。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第15条

本会則の変更または本会の解散は幹事会の提案又は会員総数の5分の1以上の提案により、総会出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(役員および幹事会)

第16条

- 本会に次の役員をおく
- 代表幹事 1名
 - 幹事 15名、うち1名を代表幹事とする。
 - 会計監事 2名

第17条

- (1) 幹事は総会において選任する。
- (2) 幹事の任期は2年とし、半数交替制をとる。ただし、任期満了後3年以内は再任されない。
- (3) 幹事は東部部会から8名西部部

- 二、会長に対する意見の具申
- 三、その他総会および理事会が評議員会に付議することを適当と認める事項

(評議員会の招集)

第18条 評議員会は、評議員議長がこれを招集する。

(評議員会の構成および決議)

第19条

- (1) 評議員会は、評議員をもつて構成する。
- (2) 評議員は、評議員の2分の1以上の出席をもつて成立し、その議決は出席評議員の過半数による。

(理事会)

第20条

- (1) 本会に、理事会をおく。
- (2) 理事会は、次の事項を審議する。
 - 一、第12条第1号の総会提出議案の決定
 - 二、本会の運営および会務の執行に必要な規定の制定および変更
 - 三、本会の資産の管理方法
 - 四、その他会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第21条 理事会は、理事長がこれを招集する。

会から7名を選出する。

第18条

- (1) 代表幹事は幹事の互選による。
- (2) 代表幹事の任期は1年とし再任を妨げない。

第19条

- (1) 幹事会は、代表幹事が招集する。
- (2) 幹事会は、幹事の3分の1以上の出席をもつて成立し、その議決は出席幹事（委任状による出席を含む）の過半数による。

第20条 幹事会は総会の決議にもとづき次の事項を協議し、会務を処理する。

- 一、総会提出議案
- 二、本会の資産の管理
- 三、その他会務の執行に関する事項

第21条

- (1) 会計監事は総会において正会員および賛助会員の中から各々1名を選任する。
- (2) 会計監事の任期は2年とする。ただし、任期満了后3年以内は再任されない。
- (3) 会計監事は本会の財務を監査し、その結果を総会において報告しなければならない。

(理事会の構成および決議)

第22条

- (1) 理事会は、理事をもつて構成する。
- (2) 理事会は、理事の3分の1以上の出席をもつて成立し、その議決は出席理事（委任状による出席を含む）の過半数による。

(役員)

第23条

- (1) 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	2名以内
評議員会議長	1名
評議員	80名以内
理事長	1名
常任理事	若干名
理 事	80名以内
会計監事	2名
- (2) 役員任期は2年とし、重任を妨げない。

(会長および副会長)

第24条

- (1) 会長および副会長は、評議員会の推薦に基き、総会において正会員の中からこれを互選する。
- (2) 会長は本会を代表し会務を総理する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代行する。
- (4) 会長および副会長は、理事会に出席して意見を述べるができる。

(評議員会議長)

第25条

- (1) 評議員会議長の選任は評議員の互選による。

(2) 評議員会議長は、評議員会の運営を総括する。

(評議員)

第26条 評議員は、総会において選任する。

(理事長)

第27条

(1) 理事長の選任は理事の互選による。

(2) 理事長は理事会の運営を総括する。

(常任理事)

第28条

(1) 常任理事の専任は理事の互選による。

(2) 常任理事は理事長を補佐する。

(理事)

第29条 理事の選任は総会における正会員の互選による。

(会計監査)

第30条

(1) 会計監事は、総会において正会員および賛助会員の中から1名を選任する。

(2) 会計監事は、本会の財務を監査し、その結果を総会において報告しなければならない。

(顧問)

第31条

(1) 本会に、顧問若干名をおくことができる。

(2) 顧問の委嘱は理事会の推薦に基づき、総会の承認を経て会長が行なう。

(顧問)

第22条

(1) 本会に顧問若干名をおくことができる。

(2) 顧問は総会に出席して意見を述べることができるが表決権を持たない。

(3) 顧問は総会、理事会および評議員会に出席して意見を述べることができる。

(幹事)

第32条

- (1) 本会に、幹事若干名をおく。
- (2) 幹事は、理事会の承認を経て理事長がこれを委嘱する。
- (3) 幹事は、理事長の指示に基づいて本会事務を処理する。

(部会)

第33条

- (1) 本会に、地域部会および専門部会をおく。
- (2) 部会については別に部会規則を定める。

(会計)

第34条

- (1) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- (2) 会計については別に会計規則を定める。

(会則および規則の変更ならびに解散)

第35条 会則および規則の変更ならびに解散については理事会または会員総数の10分の1以上の請求があるときは、会長はこれを総会に付議しなければならない。

附則

- 一、本会の事務所はこれを東京都杉並区大宮2-19-1 高千穂商科大学内(Tel (03) 313-0141)におく。
- 二、本会則は昭和36年9月29日から施行する。

(部会)

第23条

- (1) 本会に地域部会および専門部会をおく。
- (2) 部会については別に部会規則を定める。

(会計)

第24条

- (1) 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。
- (2) 会計については別に会計規則を定める。

附則

本会則は昭和 年 月 日から施行する。

新入正会員選考基準に関する内規

新入正会員の選考に関する基準は次の通りとする。

新入正会員は大学卒業後、貿易またはこれに関連する事項を2年以上研究し、研究業績を有する者、もしくはこれと同等以上の学識経験を有する者であること。

地域部会規則（1969年版）⁽⁴⁾

第1条

- (1) 地域部会は、東部部会および西部部会とする。
- (2) 東部部会は、新潟、長野、静岡以東に在住する会員をもつて組織する。
- (3) 西部部会は、富山、岐阜、愛知以西に在住する会員を以つて組織する。

第2条 東部部会の事務所は、東京都杉並区大宮2-19-1 高千穂商科大学 (Tel (03)313-0141) 内におく。西部部会の事務所はこれを大阪市住吉区杉本町459 大阪市立大学商学部 (Tel (06)692-1231) 内におく。

第3条 本規則は昭和36年9月29日から施行する。

専門部会規則（1969年版）⁽⁵⁾

第1条

- (1) 専門部会は、研究分野別に第1部会および第2専門部会とする。
- (2) 第1専門部会は、貿易に関する理論、政策、歴史、地理、法則およ

地域部会規則（改正案）

第1条

- (1) 地域部会は東部部会および西部部会とする。
- (2) 東部部会は原則として、新潟、長野、静岡以東に在住する会員をもつて組織する。
- (3) 西部部会は原則として、富山、岐阜、愛知以西に在住する会員をもつて組織する。

附則 本規則は昭和 年 月 日から施行する。

専門部会規則（改正案）

第1条 専門部会は貿易に関する事項について専門の分野毎に設けることができる。

びこれらに関連する事項を研究する。

(3) 第2専門部会は、貿易に関する経営、商務、商品、慣行、金融、運輸、保険、倉庫およびこれらに関連する事項を研究する。

第2条 専門部会は、全国専門部会、地域専門部会および地域^(マ)〔地区〕専門部会の3種とする。

第3条 本規則は昭和36年9月29日から施行する。

第2条 専門部会には、必要に応じて運営委員をおくことができる。

附則 本規則は昭和 年 月 日から施行する。

資料提供 来住哲二

注(1)「〔1969年版〕」の文言は、原文にはなく、編集委員会の判断で付け加えた。

(2) 編集委員会で、新たに付け加えた文言である。

(3) 同上。

(4) 注(1)に同じ。

(5) 同上。

(2) 日本貿易学会第10回全国大会出席会員名簿

日本貿易学会第10回全国大会

出席会員名簿

1970年5月25日・26日

大阪市立大学

資料2 組織改革と正常化への歩み

	番号	氏名	所属	5月25日(月)			5月26日(火)		
				午前	昼食	午後	午前	昼食	午後
ア	1	秋本育夫	和歌山大	×	×	○	×	×	○
	2	秋山義一	横浜商大	○	○	○	○	×	×
	3	浅田福一	国際商仲協大阪支部	○	○	○	○	○	○
	4	浅野 弘	日大	○	○	○	○	○	○
イ	5	飯沼博一	和光大	○	○	○	○	×	○
	6	五十嵐 喬	福岡大	○	○	○	○	×	×
	7	生島広治郎	近大	○	○	○	○	○	○
	8	石井栄一	高崎経大	○	○	○	○	×	○
	9	石谷修三	駒沢大	○	×	○	○	×	○
	10	石瀬 隆	愛知学院大	○	○	○	○	×	×
	11	磯田敬一郎	大阪産大	○	○	×	×	×	×
	12	稲垣金弥	大阪府立貿専	○	○	○	○	○	○
	13	稲田実次	広島商大	○	○	○	○	○	○
	14	入江猪太郎	神戸大	○	○	○	○	○	○
	15	岩井 茂	大阪経大	○	○	○	○	○	○
ウ	16	岩根典夫	関学大	○	○	○	○	○	○
	17	岩元 岬	青山学大	○	○	○	○	○	○
	18	伊坂市助	関東学大	○	×	○	○	×	○
	19	上野秀夫	近大	○	×	×	○	×	×
	20	内田直作	成城大	○	○	○	○	○	○
	21	碓井陽一	北九州大	○	○		○	○	○
	22	易 錦銓	早大	○			○		
	23	江夏健一	近大	○	×	○	○	×	○
	24	大谷敏治	学習院大	○	○	○	○	○	○
	25	大畑弥七	早大	○	○	○	○		
	エ	26	大橋周次	専修大	○	○	○	○	×
27		大林多吉	横浜商大	○	○	○	○	×	×
28		岡 武雄	岡山商大	○	○	○	○	○	○
29		岡村邦輔	日大	○	○	○	○	○	○
30		小原三佑嘉	神戸外大	×	×	○	○	×	×
31		景山哲夫	近大	○	○	○	○	○	○
32		加藤 清	名商大	○	×	○	○	×	○
33		亀井利明	関大	○	○	○	×		×
34		川原紀美雄	長崎県国経大	○	○	○	○	○	○

	番号	氏名	所属	5月25日(月)			5月26日(火)		
				午前	昼食	午後	午前	昼食	午後
	35	来住哲二	関大	○	○	○	×	×	×
キ	36	北見俊郎	青山学大	○	×	○	○	×	×
	37	木下 昭	近大	○	×	○	○	×	○
ク	38	久保新一	関東学大	○	○	×	○	○	○
	39	久保田 順	立教大	×	×	○	○	×	○
コ	40	小林元仲	大東文化大	○	○	○	○	○	○
	41	近藤達美	亜細亜大	○		○	○		○
サ	42	斉藤祥男	中央学院大	○	○	○	○	○	○
	43	斉藤隆助	南山大	○	○	○	○	○	○
	44	坂本 勲	名古屋市女短大	○	○	○	○	×	×
	45	桜井一郎	明大	○	○	○	○	○	○
	46	笹森四郎	関学大	×	○	○	×	×	○
シ	47	柴田政利	明大	○	×	○	○	×	○
	48	科野孝藏	市邨学短大	○	○	○	○	○	○
	49	島谷良吉	高千穂商大	○	○	○	○	○	○
タ	50	大丸海次郎	長崎県国経大	○	○	○	○	○	○
	51	高瀬 淨	高崎経大	○					
	52	高橋清四郎	中央大	○	○	○	○	○	○
	53	高橋芳三	日大	○	○	○	○	×	○
	54	谷口礼一	大阪市南二高	○	○	○	○	○	○
	55	谷山整三	明治学院大	○	×	○	○	×	×
ツ	56	津田 昇	専修大	○	○	○	○	○	○
ト	57	戸川年雄	下関市大	○	○	○	○	○	○
	58	時田忠夫	日大	○	×	○			
	59	徳永清行	同大	○	○		×	×	×
ナ	60	中迫陽治	六甲実学院	○	○	○	○	○	○
	61	中田操六	福岡大	○	○	○	○	○	○
	62	中村那詮	神奈川大	○	×	○	×	×	×
	63	中村 巧	名古屋学院大	○	○	○	○	○	○
	64	中村新吾	専修大	○	×	○	○	×	○
	65	中村 弘	同大	○	○	○	×	○	○
	66	永森正治	静岡大	○	×	○	○		×
	67	波形昭一	独協大	○	○	○	○	○	○
ハ	68	萩原 稔	専修大	○	○	○	○	×	○

資料2 組織改革と正常化への歩み

	番号	氏名	所属	5月25日(月)			5月26日(火)		
				午前	昼食	午後	午前	昼食	午後
	69	橋本英三	名城大	○	○	○	○	○	○
	70	長谷川勝男	日大	○	×	○	○	×	○
	71	長谷川幸生	中央大	○	×	○	○	○	○
	72	早川広中	千商大	○	○	○	○	○	○
	73	原 義雄	京外大	○	×	×	○	○	○
ヒ	74	樋口 武	大商大	○	○	○	○	○	○
	75	平野常治	駒沢大	○	×		○	×	
	76	広瀬芳弘	関学大	○		○	○		○
ホ	77	本田 実	長崎県国経大	○	×	○	○	×	○
	78	本間幸作	東都商短大	○	○	○	○	○	○
マ	79	町田 実	早大	○	○	○	○		
	80	松永克己	専修大	○	×	○	○	×	○
	81	松本 清	東洋大	○	○	○	○	○	×
	82	松本新樹	高崎経大	×	×	○	○	○	○
ミ	83	三井達雄	大阪府貿易館	○			○		○
	84	宮原一武	平安女短大	○	○	○	○	○	○
	85	三好章六	玉川大	○	×	○	○	×	○
	86	三橋文明	中央大	○					
	87	武藤光太	大分大	○	○	○	○	○	○
モ	88	毛利 亮	早大	○		○	○		○
	89	森井 清	大阪商工会議所	○	×	○	○	×	○
ヤ	90	八木由三郎	東北学院大	出席予定					
	91	山崎紀男	関大	×	×	×	○	×	○
	92	山本 敏	ドッドウエル輸出部	○	○	○	○	×	
ヨ	93	横山辰夫	東洋大	○	×	○	○	×	○
ワ	94	渡辺 馨	東洋紡経研	○	○	○	○	○	○
	95	渡部浩太郎	神戸商大	○	○	○	○	○	○
	96	渡部善彦	会津短大	×	×	×	○	×	○

当番校

	97	平岡健太郎	大阪市大	○	○	○	○	○	○
	98	内藤 昭	大阪市大	○	○	○	○	○	○
	99	梅地幸雄	大阪市大	○	○	○	○	○	○

追加分

	番号	氏名	所属	5月25日(月)			5月26日(火)		
				午前	昼食	午後	午前	昼食	午後
	100	伊藤克己	早大	○	○	○	○		○
	101	山中豊国	福岡大	○		○	○		○
	102	綿谷禎二郎	近大	×	×	○	○	○	○
	103	三村真人	神奈川県立外語短大	○	×	○	○	×	○
	104	玉木令仁	高崎経大	出席予定					
	105	吉川久治	千葉商大	〃					
	106	森野勝好	千葉商大	〃					
	107	本多光雄	明大大学院	〃					

資料提供 来住哲二

(3) 新会則の誕生—第10回全国大会総会議事録

昭和45年6月25日

会員各位

日本貿易学会
会長 景山 哲夫

拝啓 去る5月25・26日に開催されました第10回全国大会総会において会則が変更になり、それにもとづいて新役員の選任が行なわれました。ついで6月7日の理事会において会長の選任ならびに次期全国大会開催当番校として中央大学が決定致しました。なお、学会の仮事務所は暫定的に大阪商工会議所内に設けることになりましたので、ご諒承下されたくお願い申し上げます。

事務引継ぎその他諸般の事情によりご通知の遅れましたことをお詫び致すとともに、総会議事録、収支決算報告書、本年度予算、新会則、役員名簿、理事会議事録^(注)を同封致します。

会則変更をめぐつて一部に意見の対立もありましたが、総会において多数決により別紙のごとく決定致しましたので、今後の学会運営は新会則にもとづき実施することになります。各位のご協力をお願い致す次第です。

敬 具

(注) 理事会議事録は入手不可につき、掲載していない。

日本貿易学会第10回全国大会総会議事録

1970年5月25日～26日

大阪商工会議所にて

総会第1日

5月25日午後1時、生島広治郎並びに高橋芳三の両氏議長団席につき、総会開催を宣言。

第1議題 新入会員15名入会承認

岩城 剛	愛知学院大学
内野 晃	拓殖大学
梅地 幸雄	大阪市立大学大学院（経済）
大牟田盛文	高崎経済大学
衣本 充	大阪商工会議所国際部
黒木 経也	富士工業株式会社
玉木 令仁	高崎経済大学
長野 格	大妻女子大学
萩野 典宏	神戸大学大学院（経営）
本多 光雄	明治大学大学院
松本 新樹	高崎経済大学
森野 勝好	千葉商科大学
山中 豊国	福岡大学
吉川 久治	千葉商科大学
吉松 泰三	早稲田大学大学院

第2議題 昭和44年度収支決算報告承認

昭和45年度予算案上程修正要求が出、後刻修正案再上程を約す。

第3議題 学会会則改正の件

生島議長から、正午開催の理事会に於いて“会則改正の幹事会案”を総会に付議することは否決されたと報告あり、これに対し、中村巧氏から会則35条に基く署名による“幹事会案”を総会に於いて審議を求める要求書を提出、この要求書が採択され、理事会案と並んで幹事会案上程、審議を行ったが結論を得ず、午後7時過ぎ景山哲夫氏が^(マ) [から] 下記の提案が行われ、賛成多数で可決。全提案の要旨「理事会側から2名、幹事会側から2名、一般会員から2名、合計6名の委員を以て、理事会案並びに幹事会案を考慮して案を作成し、明26日午後の総会に付議する」。この提策に基いて、理事会側・景山哲夫、橋本英三の両氏、幹事会側・岡村邦輔、内藤昭の両氏、一般会員側・森井清、斉藤祥男の両氏計6名決定。午後8時、明日午後総会を^(マ) [の] 続行を決定して、散会・6人委員会、別室にて協議、6人委員会案を作成、午後12時散会。

総会第2日

5月26日午後2時半、総会続行、修正予算案上程、可決。景山哲夫氏の提案により入江猪太郎氏議長席につき、6人委員会の会則改正案上程、種々審議の上、一部修正、補充が行われ、午後7時半賛成多数で可決。(但し会費については1971年度から正会員¥1,500とする)新会則に基いて新理事21名(東部11名、西部10名)の連記投票による選挙が行われ、別紙の通り新理事決定、但し新理事の任期1年の暫定期間付諒解事項付。

午後8時半閉会

新理事会は後日出来るだけ早く開催して会長互選を行うことの新理事の申合せ。

第1日総会要点筆記浅田氏、第2回総会要点筆記梅地氏、尚兩日の総会議事は、第10回大会準備当番校にてテープ録音、このテープは同大会当番校大阪市大の平岡が責任を以て次回大会開催まで保管することとなった。

追而、総会第2日に会計監事2名は引続き向う1年間留任方決定した。

1970年5月26日 第10回大会開催当番校
大阪市立大学商学部 平岡健太郎

1970年5月25日 日本貿易学会会員総会における発言

本間幸作氏発言

「上坂会長がお体の都合が悪くて御出席出来ないとそういうことですので、第13条の規定によりまして会長が事故あるときは副会長がこれを召集すると、それで云々と云う、それで総会の議長が(ママ) [は] 会長がこれに当ると云うことになって居りますので、この規定に従いまして副会長にこの議長をつとめて頂こうと思うわけですが、御諒承をお願いしたいと思います。」

以上の発言は同総会におけるテープ録音記録再現です。

1970年5月26日 第10回大会当番校
大阪市立大学商学部 平岡健太郎

昭和44年度収支決算報告書

(44. 4. 1 ~ 45. 3. 31)

日本貿易学会

摘 要	収入の部	支出の部
<収入の部>		
前期繰越	¥759,259	
賛助会員会費	50,000	
会員会費	245,885	
受取利息(預金利息)	3,331	
<支出の部>		
機関誌発行費		¥198,000
大会準備費		50,000
部会運営費		50,000
分科会費		5,000
会議費		4,250
印刷費		122,115
通信費		3,610
雑費		5,390
次期繰越		620,110
	¥1,058,475	¥1,058,475
◎繰越金内訳		
振替貯金	¥379,482	
普通預金	235,586	
手許現金	5,042	
	¥620,110	
(注) 未払金 昭和44年度学会連合会費		
		未払金 ¥7,000

昭和44年度決算について監査いたしました処正確適正であると認めました。

昭和45年 5月20日

監 事 青 葉 翰 於
全 鈴 木 敏 行

昭和45年度予算書

(44. 4. 1 ~ 45. 3. 31)

予算案修正点 下記の通り

日本貿易学会

摘 要	収入の部	支出の部
〈収入の部〉		
前期繰越	¥620,110	
賛助会員会費	150,000	
会員会費	245,000	
受取利息	5,000	
〈支出の部〉		
機関紙発行費		¥230,000
大会準備費		100,000
部会運営費		50,000
分科会費		20,000
連合会費(2) ^(注)		14,000
会議費		10,000
印刷費		100,000
通信費		50,000
事務費(新設)		100,000
出張旅費		20,000
振替貯金払込加入者負担金		2,000
雑費		10,000
予備費		15,000
次期繰越		299,110
	¥1,020,110	¥1,020,110

(注) 原文では、(2)についての注記なし。

日本貿易学会会則

(名称)

第1条 本会は、日本貿易学会と称する。

英文では JAPAN ACADEMY FOR FOREIGN TRADE とする。

(目的)

第2条 本会の目的は次の通りである。

(1) 貿易およびこれに関連する事項の研究

(2) 内外の学会との交流

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

(1) 毎年1回大会を開き研究の発表および討議を行うこと

(2) 地域部会別および専門部会別に研究会を開くこと

(3) 会報および論集を刊行すること

(4) 貿易に関連する内外の諸学会および関係団体との学術上の交流と連絡を行うこと。

(5) その他本会の目的を達するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、正会員および賛助会員をもつて組織する。

(正会員)

第5条 正会員は、貿易もしくはこれに関連する事項を研究する者で、理事会を経て総会の承認をうけた者とする。

(賛助会員)

第6条 賛助会員は、貿易もしくはこれに関連する事業を営む者、または本会に協力する者で理事会を経て総会の承認をうけた者とする。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会計規則に基き会費を納めなければならない。

(入会)

第8条 本会に入会しようとする者は、会員2名の紹介により、書面をもつて理事会に申込まなければならない。

(退会)

第9条 本会を退会しようとする者は、書面をもつてその旨を理事会に申出なければならない。

第10条 会員が3年以上会費を納付しない場合は、退会の意思を有するものとみなして、理事会は総会にはかり自然退会の手続をとる。

(総会)

第11条 本会は毎年1回会員総会を開く。理事会が必要と認めた時もしくは会員総数の5分の1以上の請求があるときは臨時会員総会を開かねばならない。

第12条 会員総会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 決算の承認および予算の議決
- (2) 各事業年度の事業計画
- (3) 会則および規則の制定および変更
- (4) 会員の入会および退会
- (5) 理事および会計監事の選任
- (6) その他理事会が総会に付議することを適当と認める事項

- 第13条 (1) 総会は会長が招集し、議長は会長がつとめる。
- (2) 会長に事故あるときは理事会は互選により代行者を選出する。
- (3) 総会を招集するには、理事会の議を経て原則として会日より1ヶ月前までに日時、場所および議案を会員に通知しなければならない。ただし緊急の場合はその期間を2週間前までとすることができる。

第14条 総会の議決は、出席会員の過半数によつて行ない可非同数のときは議長がこれを決定する。

たゞし、会則および規則の変更ならびに解散の決議は、出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(理事会)

- 第15条 (1) 本会に理事会をおく。
- (2) 理事会は会務を処理し、次の事項を審議する。
- (イ) 第12条の総会提出議案の決定
 - (ロ) 本会の資産の管理
 - (ハ) その他会務の執行に関する事項

第16条 理事会は、会長が招集する。

- 第17条 (1) 理事会は、理事をもつて構成する。
- (2) 理事会は、理事の3分の1以上の出席（委任状による出席を含む）をもつて成立し、その議決は、出席理事の過半数による。

第18条 会長は理事の中から互選する。

(役員)

- 第19条 (1) 本会に次の役員をおく。
- | | |
|------|---------------|
| 会 長 | 1名 |
| 理 事 | 21名以内 但し会長を含む |
| 会計監事 | 2名 |
- (2) 理事の任期は3年とし、毎年3分の1が交替する。但し、任期満了後3年以内は再任されない。

第20条 会長は本会を代表し会務を統括する。

第21条 理事の選任は総会において正会員の互選による。

- 第22条 (1) 会計監事は、総会において正会員の中から2名を選任する。
- (2) 会計監事は、本会の財務を監査し、その結果を総会において報告しなければならない。

(顧問)

- 第23条 (1) 本会に、顧問若干名をおくことができる。
(2) 顧問の委嘱は理事会の推薦に基き総会の承認を経て会長がこれを行う。
(3) 顧問は総会および理事会に出席して意見を述べるができるが、票決権を持たない。

(部会)

- 第24条 (1) 本会に、地域部会および専門部会をおく。
(2) 部会については別に部会規則を定める。

(会計)

- 第25条 (1) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(2) 会計については別に会計規則を定める。

(会則および規則の変更ならびに解散)

- 第26条 会則および規則の変更ならびに解散については理事会または会員総数の10分の1以上の請求があるときは、会長はこれを総会に付議しなければならない。

附則

- (1) 本会の事務所はこれを におく。事務所には日常事務処理のため事務職員をおく。
(2) 本会則は、昭和45年5月26日から施行する。

日本貿易学会会計規則

(会費)

- 第1条 (1) 会費は年額、正会員1,500円 賛助会員30,000円以上とする。
(2) 会員は毎年年度初めにその年度分の会費を納める。

(部会経費)

- 第2条 部会はその運営上予算経費以外に経費を必要とする場合、理事会の承諾を経て会員に経費を負担させることができる。

(寄附金)

- 第3条 寄附金の受入は理事会の承認を要する。

(会費および寄附金の不返還)

- 第4条 既納の会費および寄附金はその理由の如何を問わずこれを返還しない。退会の場合もまた同じ。

(資産管理)

- 第5条 (1) 本会の資産は会長がこれを管理する。
(2) 資産の管理方法は理事会においてこれを定める。

(会計の帳簿および書類の閲覧)

- 第6条 会員はいつでも理事会に対し会計の帳簿および書類の閲覧を求めることが

できる。この場合理事会は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

附則 本規則は昭和45年5月26日から施行する。

地 域 部 会 規 則

第1条 (1) 地域部会は東部部会および西部部会とする。

(2) 東部部会は原則として、新潟、長野、静岡以東に在住する会員をもつて組織する。

(3) 西部部会は原則として、富山、岐阜、愛知以西に在住する会員をもつて組織する。

附則 本規則は昭和45年5月26日から施行する。

専 門 部 会 規 則

第1条 専門部会は貿易に関する事項について専門の分野毎に設けることができる。

附則 本規則は昭和45年5月26日から施行する。

日本貿易学会第10回全国大会会員総会に於いて選出された理事21名

東部11名

飯沼博一
桜井一郎
長谷川幸生
岡村邦輔
大谷敏治
岩元岬
久保田順
町田実
岡武雄
松本新樹
高瀬浄

西部10名

景山哲夫
来住哲二
中田操六
森井清
中村巧
内藤昭
岩根典夫
加藤清
入江猪太郎
平岡健太郎

会計監事

青葉翰於
鈴木敏行

資料提供 来住哲二

(4) 第10回全国大会・総会についての日本経済学会連合への報告

日本経済学会連合ニュース

No. 3, 30-1-1971

日本貿易学会

—

第10回全国大会は、5月25・26の両日、大阪市立大学を当番校として大阪商工会議所で開催された。日程はつぎのとおりである。

第1日目

I 自由論題報告

第一会場

国際収支統計の問題点
朝鮮民主主義共和国経済と対外貿易
資源開発輸入と経済援助

—ピアソン報告の一考察—

第二会場

Multinational Marketing について

円切り上げと円デノミ
—70年代の日本貿易—
国際商事仲裁法の成立過程
—米国を中心として—

座長 中田操六 (福岡大学)
町田 実 (早稲田大学)
萩原 稔 (専修大学)
高瀬 浄 (市立高崎経済大学)

磯田敬一郎 (大阪産業大学)
座長 伊東克己 (早稲田大学)
来住哲二 (関西大学)

学会消息 (長谷川)
中迫陽治 (六甲実業学院)

津田 昇 (専修大学)

大谷敏治 (学習院大学)

II 総会

第2日目

I 共通論題報告

- 論題「日米貿易の回顧と展望」 座長 岩井 茂 (大阪経済大学)
岩根典夫 (関西学院大学)
岡村邦輔 (日本大学)
- 日米貿易関係の基本性格をめぐって 久保田 順 (立教大学)
- ケネディ・ラウンドと EEC 並に米国の対日貿易政策
岩元 岬 (青山学院大学)
- アメリカ貿易政策の転回と日米貿易 景山哲夫 (近畿大学)

II 共通論題 共同討論

共通論題報告では当然であったが、自由論題報告も、期せずして、今後大きな変動を予想されている日本の貿易を、それぞれの分野から照射し問題点を明らかにする結果になったのは印象的であり、つづいて重要議題が提案される総会が控えていたためやむなえないことではあったが、質疑応答に充分の時間を割けなかったのが残念なほどであった。なお全国大会をどのような規模の大学でも開催できる道をひらくため、今年度は懇親会をとりやめる旨当番校側から意思表示がなされていたが、多くの会員から好感をもって迎えられていたようである。

二

本大会総会で特筆すべきことは、昨年総会いらいの懸案であった学会会則の改正と、それによる新役員の選出が実現したことであろう。日本貿易学会も創立後10年を迎えて会員総数も240名余をかぞえているが、必ずしも全会員を実質的に集約しえていない。このため、学会財政・研究活動の推進・会の運営などの点について幾多の支障があることが指摘されていた。とりわけ、会長1名、副会長2名以内、評議員会議長1名、評議員80名以内、理事長1名、常任理事若干名、理事80名以内、会計監事2名、他に理事会の承認を経て理事長が委嘱する幹事若干名、顧問若干名を置くという従来の役員構成は、多分に本学会創立時の経過的措置の性格がつよいといわれていたが、この分権的役員構成は一見民主的ではあるが、その趣旨を真に貫徹することは實際上不可能であり、結局は会運営・役員人事もこの10年間固定する傾向にあり、一般会員層との間に溝を生みだす結果になっていたことは否定しがたい。こうして本学会がその研究体制を刷新し、今後質的・量的に一層の発展をはかるためには古い革袋をあらためる必要のあることが多くの会員によって痛感されていた。

大会第1日目午後の総会には、漸進的改革を主張する理事会案が上程されたほか、権威主義的役員制度^マ[度]の廃止・役員制度の階層別格差の解消・役員の新陳代謝の促進を三骨子とする「幹事会」案が出席会員の多数の請求にもと

づいて付議のため提案され審議されたが、結論を得るまでにはいたらなかった。そこで、理事、幹事、一般会員各2名よりなる6人の委員を選出し、前記両案を考慮して新たに改正案を作成し、翌日午后に総会を続行することを決定して散会した。翌日続開の総会において「6人委員会」案を審議し、一部修正および補充のうえ賛成者多数で可決された。役員については、会長1名、理事21名以内（会長を含む）、会計監事2名となり、任期は3年、毎年3分の1が交替し、任期満了後3年以内は再任されないことになった。また学会の自主財源強化のため、年会費を1,500円とすることに会計規則も改められたが、その適用は71年度からとされた。つづいて、新会則により新理事が選出されたが、そのさいの諒承事項にもとずき、今回かぎりの理事の任期を1年の暫定とし、次期総会までに学会の体制を整備し、研究活動をより活発化して次期に引きつぐこととされている。

なお、これら会則改正などは一切日本経済学会連合へ登録手続きがなされ、承認されている。

このように、日本貿易学会は研究体性^ア[制]の改革をすすめているが、もとより制度改革がすべてではない。だが、東部・西部両部会ともすでに研究会をもち、会員の地道な研究交流が活発に行なわれ、研究体制も着実な展開をみせはじめている。最後に、前会長上坂西三氏のこれまでのご努力に対しては心からの謝意を表したい。

(長谷川幸生記)

資料提供 来住哲二、高井 眞

(5) 新役員選挙規定の制定—第11回全国大会総会議事録

日本貿易学会第11回全国大会総会議事録
1971年4月1日～2日

於 中央大学 大学会館

総会第1日

4月1日午後3時、会長景山哲夫氏議長席につき、総会開催を宣言。

第1号議案 新会員承認の件

下記の18名の入会希望者の入会承認

臼井紀幸	国際商科大学
江副敏生	中央大学商学部
大塚朝夫	福岡女学院短期大学
大平 徹	昌平短大
粕谷慶治	早大大学院商学研究科
木本猛夫	大阪府立貿易専門学校
小林 甫	福岡大学商学部
小林良二	安田火災海上(株)
伊藤俊明	駒沢大学北海道教養部
高橋健一郎	国際経済研究所
堂下寿雄	大阪商工会議所
円羽克治	立教大学経済学部
波多江俊孝	福岡大学商学部
馬場 勇	立教大学大学院経済学研究科
前田昌利	九州共立大学経済学部
松本正雄	日本長期信用銀行
安村重正	中央大学商学部
横井義則	香川大学経済学部

第2号議案 会則一部変更ならびに役員選挙規程(案)審議の件

標記については森井清理事より提案説明があり、別紙原案どおり可決。

第3号議案 役員選任の件

(1) 理事選任について

役員選挙規程にもとづき、当番校より長谷川幸生、早川広中の両名が選挙管理人となり、中迫陽治、山中豊国の両氏立会いのもとに投票が行われ、下記のとおり新理事決定

東部	西部
町田 実	中田操六
長谷川幸生	景山哲夫
飯沼博一	岩根典夫
桜井一郎
.....	平岡健太郎 ^(マ) 〔健太郎〕
岡村邦輔	加藤 清
岡 武雄	中村 巧
大谷敏治	森井 清
.....
久保田 順	内藤 昭
岩元 岬	入江猪太郎
高瀬 浄	山中豊国
松本新樹	

(上記の点線は役員選挙規程による任期の区分を示し、それぞれ上から任期3年、2年、1年であることを示す。なお、東については、飯沼・桜井・岡村の3氏と大谷・久保田の2氏がそれぞれ同じ票数となり、規程にもとづき抽籤により順位が決定された。また、西部については山中氏と渡辺浩太郎氏とが同数であり、抽籤により山中氏が選任された)

(2) 会計監事選任について

標記については、議長一任の了解のもとに、景山議長の提案により投票を省略することを承認、つぎの2氏に決定

北沢佐雄
渡辺 馨

第4号議案 昭和45年度事業報告の件

標記については、まず庶務事項として森井清理事から、会則第9条および第10条による年間退会者数(24名)・昭和46年度入会者数(18名)・現在会員数(246名)、理事会開催状況、日本経済学会連合への会長変更・本学会事務所の移転の届出(昭和45年6月10日)および受理、につき説明、研究活動については大谷敏治および岩根典夫の両理事より東・西両部会の活動につき説明。また年報の刊行については桜井一郎理事より説明があり、それぞれ了承

第5号議案 昭和45年度会計報告ならびにその決算承認を求める件

標記については、来住哲二理事より、旧理事長本間幸作氏より会計事務引継ぎがなされていないため昭和45年5月26日より昭和46年3月31日までの金銭出入についてのみ別紙のように報告。青葉翰於やよび^(マ)〔および〕鈴木敏行の両会計監事が未出席であるため、新会計監事の追認監査を求めることを条件に全会一致承認。

第6号議案

昭和46年度事業計画ならびに予算案審議の件、標記については、事業計画は森井清理事より提案説明の^(マ)〔の〕トル、〔、〕入ル) 予算案は岡武雄理事より別紙のよう

に提案、未払金として計上された昭和45年度分機関誌発行費は賛助会費収入をもって充てたいとのコメントを付して説明。それぞれ全会一致可決。

第7号議案 その他の件

標記については、本間幸作氏処分問題が議題にかけられ、過去1年間において本間氏らが学会事務引継ぎその他の件に関して不法な態度をとってきた経過について関係諸氏より説明。本学会のとるべき措置として、本間氏の本学会からの退会および除名の動議をとりあげることを選定したが、午後8時近くなり、翌2日昼食後に総会を続行してその採決を行なうことに決定して散会。

総会第2日

4月2日午後1時半、景山哲夫氏議長席につき総会続行。「日本貿易学会第11回大会会員総会は、本間幸作氏に対し、日本貿易学会から本間幸作氏が退会することを勧告する。もしこの退会勧告を聞き入れず、日本女子経済短期大学において“日本貿易学会昭和46年度大会”なるものを開く場合は除名する」ことを決議し、その実施の時期は理事会に一任。

4月1日・2日の両総会とも、第11回大会準備委員会で議事要点筆記、テープ録音を行なった。議事録署名者として中田操六、長谷川幸生の両理事が選出されている。

なお、4月1日の新理事会では互選により景山哲夫氏が会長に選出されたこと、次期全国大会開催当番校として福岡大学が決定したことが総会で報告された。

1971年4月2日 第11回大会準備委員会
中央大学 長谷川 幸 生

福岡大学 中 田 操 六 印^(注)
中央大学 長谷川 幸 生 印^(注)

(注) 直筆署名と捺印がある。

昭和45年度収支決算報告書

(昭和45. 5. 26～46. 3. 31)

日本貿易学会

摘 要	収入の部	支出の部
<収入の部> 会員会費 受取利息(予金 ^(マ) 利息)	¥214,000 1,400	
<支出の部> 大会準備費 部会運営費(東部・西部) 日本経済学会連合会費 通信費 事務費 雑費 次期繰越金		¥50,000 50,000 7,000 32,348 5,025 5,450 65,577
	¥215,400	¥215,400
◎繰越金内訳 普通予金 ^(マ) ¥ 63,477- 手許現金 ¥ 2,100- ¥ 65,577-		
(注) 未払金 機関誌発行費(昭和45年度分) 未払金 ¥132,000-		

昭和46年度予算案
(昭和46.4.1～47.3.31)

日本貿易学会

摘 要	収入の部	支出の部
〈収入の部〉		
前期繰越金	¥65,577	
賛助会員会費	150,000	
会員会費	366,000	
受取利息	1,500	
〈支出の部〉		
前期未払金		¥132,000
支払機関誌発行費		160,000
大会準備費		50,000
部会運営費		50,000
分科会費		20,000
日本経済学会連合会費		7,000
会議費		10,000
印刷費		50,000
通信費		50,000
事務費		30,000
雑費		20,000
次期繰越		4,077
	¥583,077	¥583,077

会則の追加

◎会計監事の任期について

会則第19条に下記の通り第3項を追加する。

(3) 会計監事の任期は一年とし、総会にて選任する。

役員選挙規程

1. 理事21名の配分については東部11名西部10名とし、毎年交替する3分の1（7名）については次の通りとする。

第1年目	東部	4名	西部	3名
第2年目	〃	3名	〃	4名
第3年目	〃	4名	〃	3名
2. 東部および西部の区分は、地域部会規則第1条によるものとし、会員住所を基準とする。
3. 役員選挙にあたっては、議長は、大会開催当番校所属の会員を含め、会員中より選挙管理人若干名を委嘱する。
4. 投票用紙には東部および西部の区分を明記し、それぞれ定められた人数を連記するものとする。
5. 会則第19条2項但し書により、任期満了後3年を経過しない会員に対する投票は無効とする。但し、本規程の実施以前に選任された理事には適用されない。
6. 定員数をこえた連記の投票は無効とする。
定員数に満たない連記の投票は有効とする。
7. 同一氏名を複数連記した場合は、重複して記載された氏名のみを無効とする。
8. 氏名の誤記・脱字その他による疑義ある投票については、選挙管理人の合議により有効・無効の判定を下すものとする。
9. 姓のみ記載されたものは、会員中に該当者ある場合は有効とする。但し、該当者が複数ある場合は、当該投票を平等に按分するものとする。
10. 票数の多い順より定員数までを当選とする。但し票数が同一で定員数を区切ることができない場合は、抽籤による。この場合、当該本人不在であつても、適宜代人により抽籤することができる。
11. 理事が任期中に死亡、辞任その他の事由により欠員となつた場合は、選任後6ヶ月以内の時は次点者を繰上げることが出来る。選任後6ヶ月を経過した場合は次年度において補充選任することが出来るが任期は当該理事の残任期間とする。
12. 会計監事2名については、東部および西部より1名ずつ選任するものとする。但し、理事に選任された者は会計監事に選任されることはできない。

付則 本規則は昭和46年4月1日から施行する。

初年度暫定規程

1. 初年度にかぎり理事の選挙は東部11名西部10名計21名を連記投票する。
2. 票数の多い順に下記の通り任期を3年、2年、1年とする。

		東 部	西 部
任 期	3年	1位～4位	1位～3位
	〃	5位～7位	4位～7位
	〃	8位～11位	8位～10位

3. 票数が同数で順位を区切ることができない場合は、役員選挙規程第10条に準じ、抽籤により決定する。
4. 初年度の選挙が終ると同時に暫定規定は効力を失なうものとする。

(6) 会員への広報誌「JAFTニュース」創刊

JAFT ニュース	日本貿易学会 大阪市東区内本町 大阪商工会議所内
	No. 1 1. Sept. 1970

ニュース発行にあたって

日本貿易学会におきましては、従来まで会員相互間の交流が必ずしも十分とは申せませんでしたので、今般JAFTニュースを創刊し、学会の動き、会員の動静など逐一速報することによって、相互の意思疎通をはかりたいと思います。いろいろの面で不備な点もあるかと存じますが、会員各位のご意見なりご提案をいただきたく、号を重ねるごとに一層充実したものに育てたいと思います。ご協力のほどお願い致します。

1970年9月1日

日本貿易学会
会長 景山哲夫

◎日本経済学会連合の変更手続を6月10日に完了いたしました。
(会長・景山哲夫 事務所・大阪市東区内本町橋詰町、大阪商工会議所内)

◎研究例会 (1970年度)

7月11日 東部部会 於：中央大学
報告：松本新樹 (高崎経済大学)
EECを基軸とした東西関係とその背景
大谷敏治 (学習院大学)
ユーロー・ダラーの実態

出席者 23名

8月1日 西部部会 於：関西学院大学
報告：岩根典夫 (関西学院大学)
フランス前期重商主義体制下における貿易

思想についての一考察
衣本 充（大阪商工会議所）
タイ国における進出企業の現況

出席者 19名

予 定

- 9月5日 東部部会 於：学士会館本郷分館
報告：桜井一郎（明治大学）
多数国間準備通貨案について
栗山盛彦（帝人株式会社）
国際企業の行動綱領
- 10月中旬 西部部会 於：名古屋
（報告者など交渉中）

◎会員の動静

退 会

上坂西三氏（前会長）

学会創立以来、長年にわたり会長職にあって本学会の発展に尽力されましたが、このほど下記の退会届がありました。

「拝啓 私事、高令老弱のため学会引退を決意いたしましたので、日本貿易学会を退会いたします。御伝達くださるようお願い申し上げます。

昭和45年7月1日

上 坂 西 三

大谷敏治 様

海外出張

碓井陽一（北九州大学） 7月13日～9月16日

米国貿易大学院（フェニックス）、欧州経営学院（パリ）及欧米約14ヶ国
研究テーマ 各国における貿易マン養成の現状

高井 真（関西学院大学） 5月7日より向こう1ヶ年

スイス、イギリス、アメリカなどの大学、研究所、貿易関係機関

研究テーマ International Marketing

International Business Management

◎会員の新著案内（1970年1月以降）

著者	書名	発行所
浅田福一	「海外販売代理店契約」	大阪商工会議所
中村弘	「貿易採算」	大阪商工会議所
森井清	「国際商事仲裁」	東洋経済新報社
森井清	「貿易部員・商社マンの法律相談」	ダイヤモンド社
津田昇	「海外投資の手引き」	至誠堂
津田昇	「日本貿易の史的考察」	外国為替貿易研究会
斉藤祥男	「貿易書類作成ハンドブック」	海文堂
斉藤祥男(共著)	「貿易英語」	海文堂
石田貞夫	「基本貿易用語辞典」	白桃書房
岩根典夫(共著)	「英文貿易商務」	同文館

〔お願い〕

上記リストに洩れています著作および今後の刊行著作について次号以降順次掲載していきたいと思っておりますので御連絡下さい。

◎後記

6月7日の理事会で学会ニュース（JAFTニュース）を発行することに決まりました。学会の企画や記録などを随時お知らせすると同時に、会員の意見や動勢を掲載して会員みんなの広場にしようというものです。はじめての試みであり、いろいろ不備の点がありましようが、今後ニュース材料の提供と学会にたいするご意見をよせられて、充実したものにするようお力添えをお願いいたします。

担当者 岡村 邦輔（日本大学）
中村 巧（名古屋学院大学）

資料提供 来住哲二